

# 議会改革特別委員会記録（第12回）

1. 日 時 令和5年1月27日（金）午前10時
2. 場 所 役場三階 議会議場
3. 案 件 (1)「広報広聴に関すること」について  
(町民と語る会の意見交換報告書)  
(2)「町議会基本条例に関すること」について  
(町議会基本条例（素案）意見公募の結果)  
(3)「その他議会改革に関すること」  
(陳情第8号 藤崎町長・町議会議員選挙での選挙公報の発行  
に関する条例の制定を求める陳情書の協議)  
(4)「ICTの活用に関すること」について  
(ペーパーレス会議システムの操作説明)  
(5)その他
4. 出席議員 奈良岡文英委員長 外12名
5. 欠席議員 なし
6. 出席書記 木村宣文事務局長、佐藤健局長補佐
7. 会議概要

開 会 午前9時59分

奈良岡委員長：あいさつ後、開会を宣する。

事務局に報告事項及び配付資料の確認を求める。

事務局長：相馬委員の遅れる件の報告。配付資料の確認。（配付漏れなし）

奈良岡委員長：案件（1）「広報広聴に関すること」から案件（4）「ICTの活用に関する  
こと」までについての協議に入る。

暫時休憩します。

《暫時休憩 午前10時03分～午前11時45分》①

奈良岡委員長：休憩を取り消し、会議を再開。事務局へ休憩中に協議した結果を発表させる。

佐藤補佐：案件（1）について、町民と語る会の意見交換報告書のとおりで、追加訂正が  
ない旨を確認した。

案件（2）について、町議会基本条例策定部会で検討した推敲案を基に、協議  
した結果、別紙のとおり決定した。

案件（3）について、3月定例会までに選挙公報を発行しているおいらせ町、  
三戸町、野辺地町、平内町、五戸町の5町に選挙公報発行の実施体制や選挙公  
報を発行する前後の投票率等を調査依頼することを決定。

案件（4）について、サイドブックの基本操作説明をマニュアルに沿って、  
7ページまで行った。

奈良岡委員長：その他を諮る。

木村局長：紙の資料が不要な人はいないか確認。（新規の紙不要者なし）

3月定例会において、議会基本条例、議員定数を定める条例、議会の個人情報の保護に関する条例の議員発議となることを報告。

奈良岡委員長：質疑ありませんか。

委員一同：なし。

奈良岡委員長：他になければこれで終了します。閉会を宣する。

閉 会 午前11時58分

委員長 奈良岡 文 英

## ○令和5年1月27日（金） 第12回協議結果（全会一致）

案件（1）「広報広聴に関すること」（町民と語る会の意見交換報告書）について

- ・町民と語る会の意見交換報告書のとおりで、追加訂正がない旨を確認した。

案件（2）「町議会基本条例に関すること」（町議会基本条例(素案)意見公募の結果）  
について

- ・町議会基本条例策定部会で検討した推敲案を基に、協議した結果、別紙のとおり決定した。

案件（3）「その他議会改革に関すること」（陳情第8号 藤崎町長・町議会議員選挙での  
選挙公報の発行に関する条例の制定を求める陳情書の協議）について

- ・3月定例会までに選挙公報を発行しているおいらせ町、三戸町、野辺地町、平内町、五戸町の5町に選挙公報発行の実施体制や選挙公報を発行する前後の投票率等を調査依頼することを決定。

案件（4）「ICTの活用に関すること」について（ペーパーレス会議システムの操作  
説明）

- ・サイドブックスの基本操作説明をマニュアルに沿って、7ページまで行った。

案件（5）その他

- ・紙の資料が不要な人はいないか確認。（新規の紙不要者なし）
- ・3月定例会において、議会基本条例、議員定数を定める条例、議会の個人情報の保護に関する条例の議員発議となることを報告。

以上

## ○藤崎町議会基本条例（素案）意見公募（パブリックコメント）の実施結果

1. 実施期間 ・意見公募 令和4年12月16日（金）から令和5年1月4日（水）まで  
・町民と語る会 令和4年12月25日（日）午後2時から午後4時まで
2. 提出方法 議会事務局へ郵送、ファックス、電子メール、直接持参
3. 提出者数 1名
4. 意見件数 5件
5. 意見概要

No.	条	ご意見内容	対応区分
1	全 体	市町村議会基本条例は、これまでも多数の市町村で制定されており、これから制定する藤崎町としては、少しでも「藤崎町らしさ」を盛り込んでほしい。	今後の参考とします。
2	前 文	前文はじめの記述について、「津軽三大河川の浅瀬石川、平川、岩木川が合流する」、また「中世の安東氏やりんご「ふじ」発祥など歴史ある町」としてはどうか。 【理由】藤崎町をよく知らない人にもわかってもらえるよう具体的に表現した方が良い。また、文面が長くなるようであれば「東に八甲田連峰、西に秀峰岩木山を仰ぎ」は削除しても良い。この部分は藤崎町以外の市町村でも共通事項である。	「津軽三大河川の浅瀬石川、平川、岩木川が合流する」及び「中世の安東氏やりんご「ふじ」の発祥の地など歴史ある町」を採用します。
3	前 文	前文末尾の「「信頼される開かれた議会」を目指し」について、「「より信頼される開かれた議会」と「よりあずましい町」の実現を目指し」としてはどうか。 【理由】議会としてはこれまでも「信頼される開かれた議会」に努力してきたと思われるが、現行の表現では全くやってこなかったようにも捉えられることから、今後の方向性として「より」を加えた方が良い。また、町民目線として「あずましい町」（「住みやすい」「住み良い」「暮らしやすい」でも可）を加えてほしい。	「より信頼される開かれた議会」についてのみ採用します。
4	第1条	本文第1条（目的）に、「「より信頼される開かれた議会」の実現を目指し」を追加してほしい。（「町民全体の生活と・・・」の前に） 【理由】第1条の解説には記述されているが、本文での記述が無いため、追加してほしい。	素案のままとします。
5	前 文	前文の記述が敬体（「です、ます」）、本文が常体（「だ、である」）となっているので、どちらかに統一したほうが良い。私個人としては、常体で良いと思うが、町民にやさしい印象を与える意図があれば敬体でも良い。敬体で記述している条例もある。	素案のままとします。

## ○議会改革特別委員会（第12回）協議の結果

（公募意見のNo.2、No.3及び第21条解説の字句追加）

### 前文

私たちの藤崎町は、東に八甲田連峰、西に秀峰岩木山を仰ぎ、津軽三大河川の**浅瀬石川、平川、そして岩木川（意見No.2）**が合流する津軽平野の中央に位置した、水と緑に恵まれた自然豊かで美しく、**中世の安東氏やりんご「ふじ」発祥の地など（意見No.2）**歴史ある町です。

そのような環境の中での藤崎町議会は、町長と共に町民の選挙により選ばれた議員によって構成される町民の代表機関であります。

藤崎町の二つの代表機関は、議決機関及び執行機関として独立対等の立場にあり、それぞれの機能を生かし、町民の負託に応える責務を負っており、町民全体の生活と福祉の向上、地域社会の活力ある発展に寄与するという共通の使命が課されています。

藤崎町議会は、町民の代表として積極的な議会情報の公開と共有をとおして、町民協働の取組や議会改革を推進し、町民に寄り添い町民と共に歩む「**より（意見No.3）**信頼される開かれた議会」を目指し、議会の最高規範として、本条例を制定します。

### 第21条【解説】

条例制定後も常に町民の意見、社会情勢の変化などを勘案し、議員改選後及び改選2年を目途に、目的が達成されているかを**外部有識者等の意見を伺いながら（部会員意見）**検証し、その結果に基づき適切な措置を講ずるよう定めたものです。